

中濠通り地区（都市景観形成地区）



地区の概要

本地区は、特別史跡姫路城跡に隣接する都心部の商業・業務ゾーンであり、将来に向けて、風格があり活気に満ちた魅力ある都市景観を形成することが求められています。

目標

姫路城と調和する風格ある都市景観の形成を図るため、次項の景観形成に取り組みます。

- ・姫路城に配慮した景観形成
- ・都心部にふさわしい風格ある商業・業務地景観の形成
- ・魅力と親しみある沿道景観の形成

方針

姫路城と調和する風格ある都市景観の形成を図るため、次に掲げるとおり、公的及び私的空間の景観形成を図るとともに、効果的な規制・誘導を行うものとします。

- ・景観に配慮した公共空間の整備
- ・姫路城との調和及び姫路城の眺望等に配慮した規制・誘導
- ・地区の特性を生かした空間活用と演出

区域

一般国道2号のうち白鷺橋東詰めから姫路市道城南98号線又は姫路市道城南136号線までに接する敷地又は空地（大手前通り地区に属する区域を除く。）



景観形成基準(全ての建築物・工作物等が対象)

一般基準		景観形成基準(全ての建築物・工作物等が対象)		
一般基準		姫路城の眺望、姫路城からの眺望に配慮するとともに姫路城に調和する風格ある商業・業務地区にふさわしい規模、意匠及び色彩とするよう努め、かつ、建築物の連続感を高めるとともに、親しみとるおいある歩行者空間の形成を図るよう努める。		
項目別基準	建築物		基準	
	項目	規模	・高さは25メートル以下とする。	
	位置	・中濠通りに面する外壁の位置は、敷地境界線から2メートルまでの範囲とする。ただし、歩道と一体となったオープンスペースを設ける場合は、この限りでない。		
	意匠	建築形態等	・駐車場、駐輪場等のサービス空間は、建築物の内部等を利用して、通りから目立たないように努める。 ・1階部分は店舗として利用するか、壁面ギャラリー、ショーウィンドウ等を設けるように努める。 ・1階部分にシャッターを設置する場合は、遮へい感の少ないものを用いるよう努める。 ・通りに対して正面性の高い形態とし、建築物の規模が大きい場合は、壁面の分節化等により圧迫感を軽減する。	
		建築設備等	・壁面設備は、外壁面に露出させないようにする。やむをえず露出する場合は、形態、色調等を工夫し、目立たないようにする。 ・屋上設備は、屋根の形態等を工夫するほか、壁面の立ち上げ、ルーバーによる遮へい等により、直接見えにくくする措置を講ずる。	
		その他	・屋外階段は、形態、材料、色彩等の工夫により、建築物との調和を図る。 ・バルコニー、ベランダは、洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。	
	色彩	外壁	・城、土壘と調和した風格ある色彩となるよう配慮し、通りに面する壁面は特に留意する。 基準となる色彩の範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度4～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度4～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度6～9、彩度1以下	
			屋根	・城からの眺望等に配慮し、落ち着いた色彩とする。
		その他	材料	・外壁は汚れが目立たなく、破損しにくく、退色の少ないものとする。特に、1～2階部分の外壁や敷地の材料は、歩道、土壘の雰囲気と調和する材質感をもつものとする。
			維持管理	・維持管理は定期的に行うよう努める。
植栽	・敷地内のオープンスペース等の植栽に努めるほか、歩道や土壘と一体となった良好な景観形成に努める。			
照明演出	・建物、樹木等のライトアップを行うことにより、明るく、にぎわいのある通りを演出するよう努める。			
	工作物	・中濠通りに面する位置には設置しない。 ・ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するもの、歩行者空間を快適にするもの等については適用しない。この場合においては、城、土壘の雰囲気と調和するよう、突出感、違和感を軽減するような意匠、色彩、材料を用いるものとし、維持管理は定期的に行うよう努める。		